新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限レベルの変更について

危機対策本部長 山極壽 一

新型コロナウイルス感染症に対する本学の活動制限については、このところの、京都市内の感染者数の推移や学内の感染対策の進展などの状況を踏まえ、令和2年9月18日にお知らせした通り、10月1日から、活動制限レベルをレベル2(-)から**レベル1**に変更いたします。

なお、今後の感染拡大の状況によっては、再度の活動制限レベルの引き上げについても 検討してまいります。

各部局におかれては、引き続き、部局内の感染状況を注視しつつ、感染拡大防止と学修 機会の確保の両立に最大限取り組んでいただきますようお願いいたします。 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン: レベル1 (R2.10.1)

【Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)·課外活動】

〇 授業活動等

感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面授業を実施することが困難である場合、対 面とオンラインの併用又はオンラインのみにより授業を実施する。

※別途定める感染拡大予防マニュアルに定める配慮を行う。

〇 課外活動

屋外における活動及び感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋内施設における活動などを除き、課外活動を自粛する。

※課外活動の実施にあたっては別途通知による制約あり。

【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】

○ 学内会議の実施

感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の形式で実施する。 実施可能な感染対策を講じたとしても対面会議を実施することが困難である場合、対 面とオンラインの併用又はオンラインのみにより会議を実施する。

> ※別途定める感染拡大予防マニュアルの授業の実施上の配 慮に準じた配慮を行う。

○ 職員の勤怠

感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、可能なものは通常の勤務形態で実施する。

実施可能な感染対策を講じたとしても対面での勤務を実施することが困難な者については、在宅での勤務を実施する。

通勤時の混雑を回避しつつ、時差出勤を推奨する。

【 Category3: 研究活動】

○ 感染拡大の防止に最大限の配慮をした上で、研究業務は通常通り継続する。